

平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ホ ク リ ヨ ウ  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 米 山 大 介  
(コード番号：1384 東証第一部)  
問 合 せ 先 取 締 役 企 画 部 長 進 藤 正 紀  
( TEL. 011-812-1131)

### 決算期（事業年度の末日）の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成29年11月下旬に開催予定の第69回定時株主総会で「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社の事業年度は、毎年9月1日から8月31日までとしておりますが、当社の事業運営等においてより効率的な業務執行を図るため、当社の事業年度を毎年4月1日から3月31日までに変更するものであります。

また、これに伴い現行定款につき、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 決算期変更の内容

現 在：毎年8月31日

変更後：毎年3月31日

決算期変更の経過期間となる第70期は、平成29年9月1日から平成30年3月31日までの7か月決算となる予定です。また、当社連結子会社についても同様の変更を行う予定です。

#### 3. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

| 現 行  | 変 更 案  |
|--|--|
| (基 準 日)<br>第 1 1 条 当社は、毎年 <u>8月末日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<br>② (条文省略) | (基 準 日)<br>第 1 1 条 当社は、毎年 <u>3月 31 日</u> の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。<br>② (現行どおり) |

|  |   |
|--|---|
| <p>(事業年度)<br/>第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>9月1日</u>から翌年<u>8月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)<br/>第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>8月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金(以下「期末配当金」という。)の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当金)<br/>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>2月末日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(事業年度)<br/>第46条 当会社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(期末配当金)<br/>第47条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金(以下「期末配当金」という。)の配当を行うことができる。</p> <p>(中間配当金)<br/>第48条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)を行うことができる。</p> <p>付則<br/>第1条 <u>第46条(事業年度)の規定にかかわらず、平成29年9月1日から始まる第70期事業年度は平成30年3月31日までの7か月間とする。</u><br/>第2条 <u>前条および本条は、第70期事業年度の末日の経過をもってこれを削除する。</u></p> |
|--|---|

以上